明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六五）

〔告　示〕

一　○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件（**総務**三四三）
一　○平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**一四）
二　○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九八）
三　○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一六五七～一六六七）
三　○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一三〇六、一三〇七）
四　○道路に関する件（**関東地方整備局**二六二～二六四）
五　○道路に関する件（**中国地方整備局**一一一）
五　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**岐阜県公安委**七）
五　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**愛知県公安委**六）
六　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**三重県公安委**五九）
六　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**京都府公安委**九二三）
六　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**大阪府公安委**九八）
六　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**兵庫県公安委**二七六）
六　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**鳥取県公安委**九四）
六　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**島根県公安委**一〇七）
七　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**岡山県公安委**一四七）

〔国会事項〕

七　内閣　内閣府　内閣府・文部科学省
七　法務省　会計検査院　最高裁判所

〔人事異動〕

七　内閣　内閣府　内閣府・文部科学省
七　法務省　会計検査院　最高裁判所

〔皇室事項〕

七　諸事項

〔公　告〕

裁判所
七　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
三七　諸事項

省令

○国土交通省令第六十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十二条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（航空交通管制圏等における速度の制限）	（航空交通管制圏等における速度の制限）
第百七十九条　法第八十二条の二の国土交通省令で定める速度は、指示対気速度二百五十ノットとする。	**第百七十九条**　法第八十二条の二の国土交通省令で定める速度は、次の各号に掲げる速度とする。
（削る）	一　法第八十二条の二第一号の空域であつて、高度九百メートル以下の空域を飛行する航空機にあつては、次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれに掲げる指示対気速度 イ　ピストン発動機を装備する航空機　百六十ノット ロ　タービン発動機を装備する航空機　二百ノット
（削る）	二　法第八十二条の二第一号の空域であつて、高度九百メートルを超える空域又は同条第二号の空域を飛行する航空機にあつては、指示対気速度二百五十ノット
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、令和三年十二月三十日から施行する。